

事務連絡
令和8年4月1日

各都道府県消防・防災担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市消防・防災担当課
各指定都市財政担当課

御中

消防庁消防・救急課
消防庁国民保護・防災部防災課
消防庁国民保護・防災部地域防災室
総務省自治財政局地方債課

緊急防災・減災事業債等における消防本部、防災部局及び消防団に整備される災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて（周知）

令和8年度地方債同意等基準（令和8年総務省告示第159号）等に定める緊急防災・減災事業及び防災対策事業のうち、消防本部、地方公共団体の防災部局及び消防団に整備される災害対応ドローン（水中ドローンを含む。以下同じ。）に係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県及び指定都市におかれましては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

（1）対象設備

消防本部、防災部局又は消防団に整備される災害対応ドローン

※ ドローンと一体的に機能を発揮するドローン格納庫を含む。

（2）対象事業

- ・消防本部に整備される災害対応ドローン

地方公共団体が策定する「消防本部災害対応ドローン整備計画」（別添「消防防災分野におけるドローンの活用について（通知）」（令和8年3月31日付け消防消第110号消防庁消防・救急課長、消防災第45号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防地第316号消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知。以下「3月31日付け通知」という。）を参照）に基づき実施される地方単独事業

- ・防災部局に整備される災害対応ドローン
地方公共団体が策定する「防災部局災害対応ドローン整備・運用事業計画」（3月31日付け通知を参照）に基づき実施される地方単独事業

- ・消防団に整備される災害対応ドローン
地方公共団体が策定する「消防団災害対応ドローン整備計画」（3月31日付け通知を参照）に基づき実施される地方単独事業

(3) 財政措置

- ・ 緊急防災・減災事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）
- ・ 防災対策事業債（充当率75%、元利償還金に対する交付税措置率30%）

2 緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債における手続（別紙参照）

(1) 消防本部に整備される災害対応ドローン

- 東京消防庁又は指定都市の消防本部は、3月31日付け通知に基づき作成した「消防本部災害対応ドローン整備計画」を消防庁消防・救急課に提出する。
- 消防庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。
- 消防庁は、(ii)の確認が完了したときは、東京消防庁又は指定都市の消防本部に連絡する。
- 地方公共団体は、(iii)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う。
- 指定都市を除く市町村が実施する場合の(i)～(iv)の手続については、都道府県を經由して行う。

また、これらの計画の提出から確認完了の連絡まで1か月程度を要することから、各消防本部におかれては、(iv)の起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出すること。

なお、(iv)の起債届出・協議等については、地方債同意等基準等に従い手続を行うこと。

(2) 防災部局に整備される災害対応ドローン

(1)と同様に手続を行うこととし、この場合において、(1)中「東京消防庁又は指定都市の消防本部」とあるのは「都道府県又は指定都市の防災部局」と、「消防本部災害対応ドローン整備計画」とあるのは「防災部局災害対応ドローン整備・運用事業計画」と、「消防庁消防・救急課」とあるのは「消防庁国民保護・防災部防災課」と、「指定都市を除く市町村」とあるのは「指定都市を除く市区町村」と読み替えるものとする。

(3) 消防団に整備される災害対応ドローン

(1)と同様に手続を行うこととし、この場合において、(1)中「消防本部災害対応ドローン整備計画」とあるのは「消防団災害対応ドローン整備計画」と、「消防庁消防・救急課」とあるのは「消防庁国民保護・防災部地域防災室」と読み替えるものとする。

【消防本部担当】

消防・救急課警防係

TEL : 03-5253-7522

【防災部局担当】

国民保護・防災部防災課震災対策係

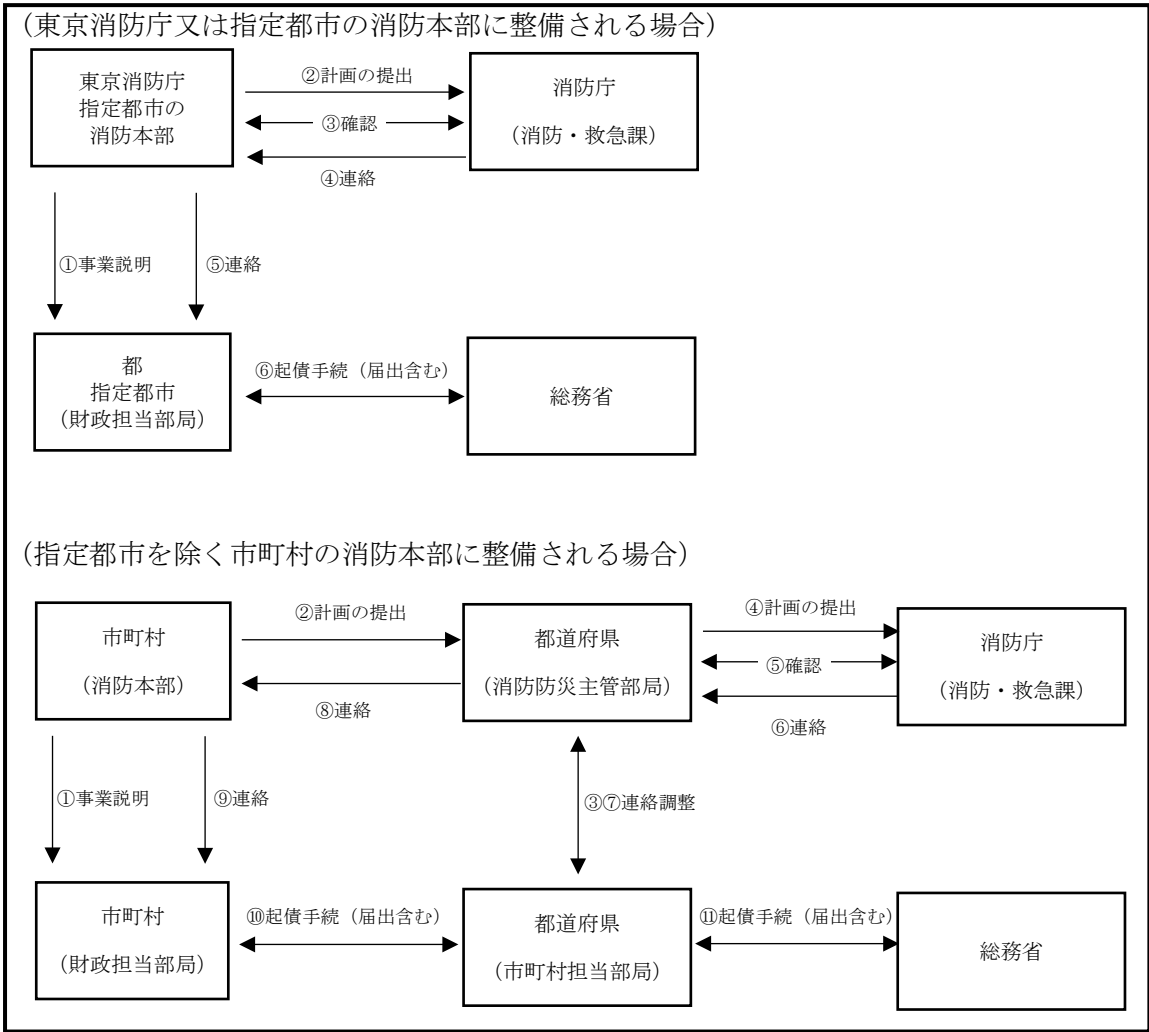
TEL : 03-5253-7525

【消防団担当】

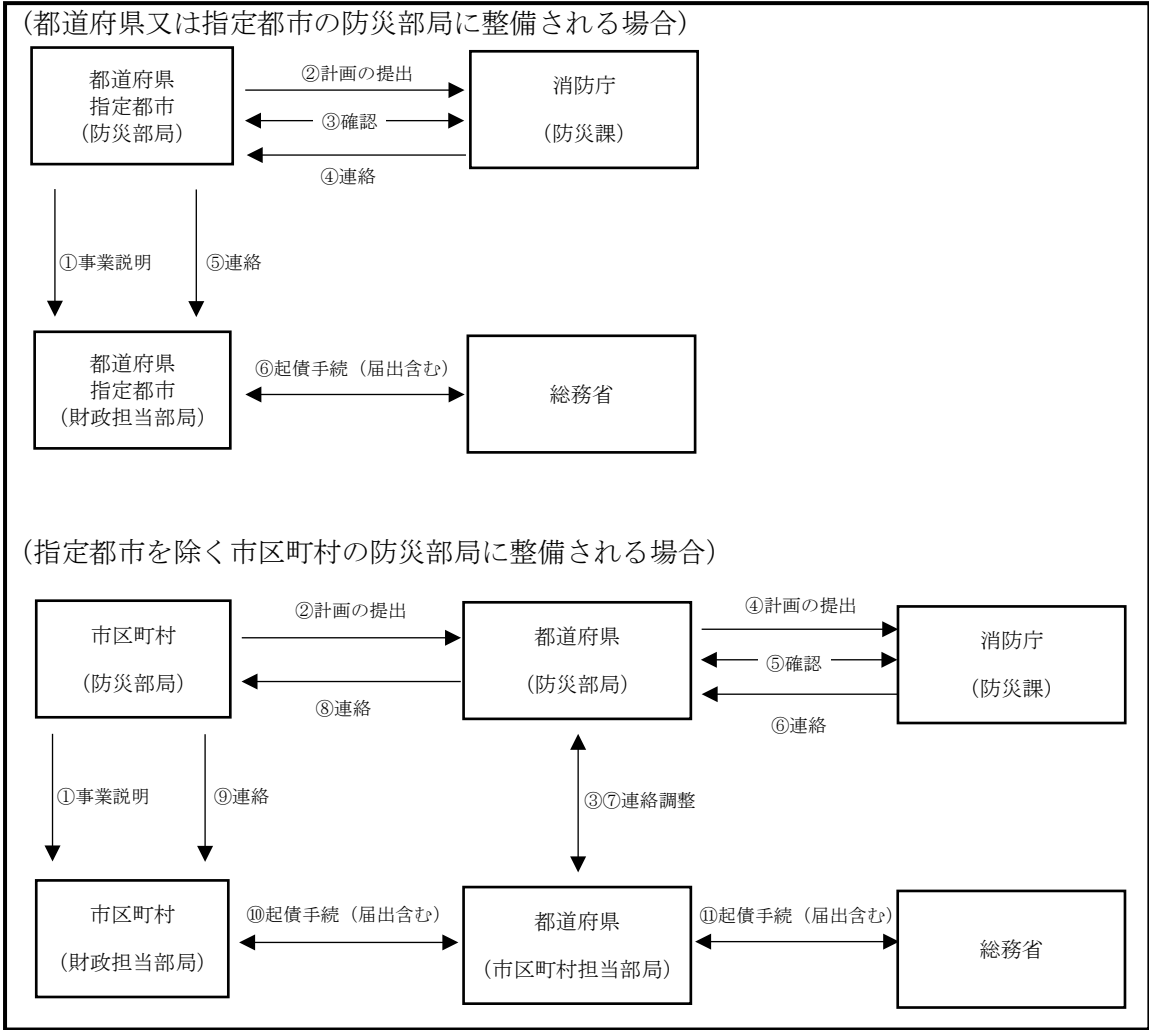
国民保護・防災部地域防災室消防団係

TEL : 03-5253-7561

(1) 消防本部に整備される災害対応ドローンに係る緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債
における手続の流れ



(2) 防災部局に整備される災害対応ドローンに係る緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債
 における手続の流れ



(3) 消防団に整備される災害対応ドローンに係る緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債
 における手続の流れ

